

「知的財産戦略について」意見

京都大学副学長
国際イノベーション機構長
松重 和美

1. 知財立国を目指す我が国において、研究資源の多くを有する大学から、独創的かつ革新的な研究開発成果が次々と生み出され、それが社会で活用されることは極めて重要である。このことを受け、産業技術力強化法に基づき、大学の教授¹などの発明であって、職務発明として大学が承継したものについては、特許料等が1/2となる軽減措置²(いわゆるアカデミックディスカウント)が認められている。

1 大学の学長、副学長、学部長、教授、助教授、講師、助手に限定

2 国立大学等については、経過措置として、平成18年度まで免除措置

2. 現在、大学においては、ポストドクター、大学院生などが研究に参加することが以前に比して著しく増加しており、このことは産業界との共同研究においても、また然りである。しかしながら、前述のアカデミックディスカウントの適用に当たっては、これら大学における研究の重要なパフォーマーであるポストドク等などが行った発明を承継した大学が出願した場合の特許料等については、当該措置が法令の規定上認められていない。

3. このため、2006年度中速やかに、ポストドクター、大学院生などが関与した特許発明に係る特許料についても、アカデミックディスカウントの適用の対象とする措置が講じられるように見直すことが必要である。

4. 今後ポストドク等が発明に関わることが大いに予想される中、仮に、ポストドク等との共同発明にアカデミックディスカウントが適用されない状態が続けば、彼らの関与が消極的に解されるなど、研究のモラルハザードが生じる恐れもある。

5. なお、TLOと大学知的財産本部との一本化を含めた連携強化が求められている中で、TLOが所有する特許権等(個人帰属当時に大学教員から譲渡された発明に基づくもの)を大学に譲渡した場合の当該特許権等に係る特許料についても適用の対象とする措置が講じられるよう見直すことが必要である。

産業技術力強化法（平成十二年四月十九日法律第四十四号）

最終改正：平成一七年七月一五日法律第八三号

（特許料等の特例）

第十六条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明（職務発明（特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下同

じ。）に限る。）の発明者である学校教育法第一条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、助教授、講師若しくは助手、同法第一条に規定する高等専門学校（以下この条において単に「高等専門学校」という。）の校長、教授、助教授、講師若しくは助手又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者（以下「大学等研究者」と総称する。）

二 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究

者から特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三～五（省略）

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明（職務発明に限る。）の発明者である大学等研究者

二 その発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究者が

ら特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三～五（省略）